

平成 2 0 年 9 月 3 0 日

高松市議会議長 菰 渕 将 鷹 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 7 年 1 1 月 2 2 日付け高市議総第 3 7 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち、「供託に係る個人の氏名および住所」について、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては、棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議総第 3 7 号の諮問に係るもの】

- （１） 実施機関たる高松市議会において保有する供託書の控えまたは写しの全部
- （２） 上記（１）の各供託に係る一切の起案文書（附属書類を含む）の全部
- （３） 上記（１）の各供託に係る支出金調書その他の会計書類の全部

平成 1 7 年 1 1 月 1 日：請求人からの公開請求を受付

平成１７年１１月１４日：実施機関が一部公開の決定

平成１７年１１月１６日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (１) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (２) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (３) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例８条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例４条２項の規定により、会議等に出席した場合に費用弁償としての旅費を支給している。しかし、その受け取りを拒否している議員がおり、本市の支払義務を履行するため民法４９４条の規定による供託を行っている。

供託に係る個人（現職議員）の氏名、住所および印影については、特定の個人を識別できるため、条例７条１号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

当該異議申立ての対象となった非公開部分は、決裁文書「費用弁償の供託について」中の供託に係る個人の氏名、住所および印影ならびに歳出管理票中の個人の氏名である。

供託に係る個人とは市議会議員であり、市議会議員が招集に応じて会議

等に出席する際の費用弁償の支給に対し、その支給方法として供託という方法をとったという情報である。通常は、慣例として現金払いであるが、本件については支払方法として供託という手段を本市が選択したという情報であり、市議会議員に対して条例に基づく費用弁償を行ったかどうかは、公開すべき情報であるため、その手段において供託という方法をとったことが公になったとしても、本人の権利利益を不当に害するとはいえない。よって、当該市議会議員の氏名は条例 7 条 1 号ウに相当し、公開すべきである。

また、当該市議会議員の住所についても、ホームページで公表されていることから、非公開とする理由はない。

しかし、当該市議会議員の印影については、当該市議会議員が私的に提出した費用弁償受け取り拒否通告書に存する情報であることから、その印影は公務員の職務遂行に係る情報と言うべきではなく、個人の情報として公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、非公開が相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 1 1 月 2 2 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 8 月 1 9 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 9 月 1 9 日	答申案審査
平成 2 0 年 9 月 3 0 日	答申